

特別児童扶養手当のしおり

精神または身体に障害を有する児童を監護する父または母もしくは、父母にかわって児童を養育している人に、支給されます。

ただし、手当を受けようとする人は、日本に住所があり、対象の児童は日本に住所がなければ手当は支給されません。

手当の対象となる児童

20歳未満で別表に定める1級障害または2級障害がある児童が対象となります。

なお、障害を事由に年金を受け取ることのできる児童や、児童入所施設等に入所している児童は、対象となりません。

所得の制限

手当を受けようとする人の前年（1月から7月までの分の手当については前々年）の所得が一定額以上あるときは、支給が停止されます。また、手当を請求する人と同居している配偶者および扶養義務者（請求する人の兄弟姉妹および直系血族）についても所得が一定以上あるときは支給が停止されます。

手当の月額

※手当の額は毎年改定されます

障害児1人につき（令和8年4月時点）

1級障害児 58,450円

2級障害児 38,930円

手当の支払

手当は、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

8月分～11月分の手当は	11月上旬	に口座振替で支払われます。
12月分～3月分の手当は	4月上旬	
4月分～7月分の手当は	8月上旬	

別 表

<p style="text-align: center;">一 級 障 害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 視力の良い方の目の視力が0.03以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの 8. 体幹の機能にすわっていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9. 前号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
<p style="text-align: center;">二 級 障 害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 視力の良いほうの眼の視力が0.07以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの 5. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの 6. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの 7. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上認められる程度のもの

請求手続きなど詳しいことは

大野市役所（福祉課）または福井県（障がい福祉課）へお問い合わせください。